

# 県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣 旨

県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定業務について、事業者による業務委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとします。

## 2 委託業務の概要

### ■ 委託業務名

県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定業務

### ■ 委託期間

契約締結日から平成23年3月31日まで

(ただし、本業務委託は、平成22年度予算が議会において承認されることをもって成立するものであり、場合によっては契約締結に至らないことがあります。)

### ■ 委託業務の内容

奈良県地域医療再生計画に基づき、現在の県立奈良病院を建て替え、北和地域の高度医療拠点病院（以下「新病院」という。）として整備を進めるにあたり、新病院の基本構想・基本計画を策定するために必要な業務を委託します。

なお、詳細は別添「県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定業務委託仕様書」によります。

### ■ 委託金額

28,000千円（消費税、及び地方消費税を含む。）以内とし、これを超えた場合は契約を行いません。

支払いは、業務履行確認後、平成22年度に一括して行います。

### ■ 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3F）

奈良県福祉部健康安全局医療管理課 病院企画係

（電 話）0742-27-8647

（FAX）0742-22-7471

（E-mail）iryokanri@office.pref.nara.lg.jp

## 3 参加資格

以下の条件を全て満たすものとします。

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- 奈良県物品購入等競争入札参加資格審査において審査を受け、資格を有するものであること。
- 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止、または指名留保の措置期間中でないものであること。
- 概ね400床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院、または公的病院（医療法第31条に規定の厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の整備基本構想、または整備基本計画の策定業務等を、平成17年4月1日以降に受託し、履行した実績を有するものであること。

#### 4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書、及び提案書を指定期限までに提出して下さい。

#### 5 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

- 交付期間  
平成22年3月5日（金）から平成22年3月12日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前8時半から午後5時まで。）
- 交付場所  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁舎主棟3F）  
奈良県福祉部健康安全局医療管理課 病院企画係
- 交付資料
  - ① 県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）
  - ② 業務委託仕様書
  - ③ 参加申込書（様式1～2）
  - ④ 質問票（様式3）
  - ⑤ 提案書（様式4～7）
  - ⑥ 平成21年度奈良県立病院概要
  - ⑦ 県立奈良病院の整備候補地に係る資料
  - ⑧ 奈良県地域医療再生計画I・II

※ 上記の交付資料は、下記URLからダウンロードできます。

- ・ 資料①～⑦  
→ 奈良県医療管理課ホームページ  
<URL>[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-4182.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4182.htm)
- ・ 資料⑧  
→ 奈良県地域医療再生計画I・II  
<URL>[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-15404.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-15404.htm)

#### 6 参加申込書（様式1～2）の提出

- 提出期間  
平成22年3月5日（金）から平成22年3月12日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前8時半から午後5時まで。）
- 提出場所  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁舎主棟3F）  
奈良県福祉部健康安全局医療管理課 病院企画係
- 提出書類
  - ・ 参加申込書（様式1）
  - ・ 資格調書（様式2）
- 提出方法  
持参、または郵送により提出して下さい。  
なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成22年3月12日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。
- 備考  
提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について、「県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定業務委託の事業者選定委員会」が審査し、不適切な場合は非選定の通知を行います。

## 7 質問、および回答

- 受付期間  
平成22年3月15日（月）から平成22年3月17日（水）まで  
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前8時半から午後5時まで。）
- 提出場所  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁舎主棟3F）  
奈良県福祉部健康安全局医療管理課 病院企画係
- 質問方法  
別紙「質問票」（様式3）に質問内容を記入し、事前連絡（連絡先:0742-27-8647）  
のうえ、下記のFAX番号、または電子メールあて送付してください。（審査の内容  
に関係しない軽易な質問内容を除き、電話、または口頭による質問は受け付けません。）
  - ・ FAX番号：0742-22-7471
  - ・ 電子メール：iryokanri@office.pref.nara.lg.jp
- 質問内容に対する回答  
上記の受付期間内に受理した質問内容をすべてまとめ、参加申込書の提出があった  
全事業者あて、平成22年3月19日（金）までに、FAX、または電子メールで回  
答します。

## 8 提案書（様式4～7）の提出

- 提出期間  
平成22年3月15日（月）から平成22年3月31日（水）まで  
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前8時半から午後5時まで。）
- 提出場所  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁舎主棟3F）  
奈良県福祉部健康安全局医療管理課 病院企画係
- 提出書類
  - ・ 提案書表紙（様式4）
  - ・ 提案者実施体制（様式5）
  - ・ 提案書①～③（様式6）
  - ・ 見積書（様式7）
- 提出方法  
持参、または郵送により提出して下さい。  
なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成22年3月31日（水）  
午後5時までに到着したものに限り受け付けます。
- 提出部数  
各1部（併せて写しを6部提出して下さい。）
- その他
  - ・ 用紙の規格は、A4版・左綴じとします。  
なお、提案者実施体制を1ページとし、各ページに通し番号を振って下さい。
  - ・ 提案書表紙（様式4）、代表者の押印が必要です。

## 9 ヒアリング

提案者に対して、提案内容の質疑、及び補足説明を求めるため、ヒアリングを実施し  
ます。

- 日 時  
平成22年4月上旬（後日、提案者に対し詳細を連絡します。）
- 場 所  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁舎内）

## ■ 留意事項

- ・時間は1提案者あたり、30分（提案者からの説明15分、質疑応答15分）程度を予定しています。
- ・ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とします。
- ・ヒアリングには、基本構想・基本計画策定業務を担当する予定のスタッフの参加を必ずお願いします。

## 10 審査結果

奈良県は、別紙の「県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定業務委託の事業者選定基準」に基づき、「県立奈良病院建て替え整備に向けた基本構想・基本計画策定業務委託の事業者選定委員会」が審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行います。

審査結果は、ヒアリング実施後、おおむね7日以内に文書により、提案者あて通知します。

## 11 その他

- 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- 提案書等および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- 提案に要する経費は、各事業者の負担とします。
- 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開することはありません。
- 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- 提案書等の受理後の差し替え、及び追加・削除は、原則として認めません。
- 委託契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。  
なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続きを行うこととします。  
また、契約に際しては、再度正式の見積書を提出いただきます。
- その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、及びその他関係法令、並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県財務規則、奈良県病院事業会計規則、及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。